

別記2

四半期精算に係る特記事項

第1 乙は、契約書第19条第1項の規定にかかわらず、第2に定める四半期に係る委託業務を完了したときは、速やかに業務完了報告書等を甲に提出しなければならない。

第2 乙は、四半期毎に甲に対し委託料の支払を請求することができる。

対象期間	請求月	委託料
令和8年4月～令和8年6月	令和8年7月	業務完了報告書等に記載する内容に応じた金額
令和8年7月～令和8年9月	令和8年10月	
令和8年10月～令和8年12月	令和9年1月	
令和9年1月～令和9年3月	令和9年3月	